



中国：新「個人所得税法」施行／ 祝祭日に伴う注意喚起

中国ニュースレター / 2019年1月

1. 2019年1月中国新「個人所得税法」施行

第13期全人代常務委員会での個人所得税法改正の決定以後、2018年10月1日以降の給与に新税率と基礎控除額の変更が先行して行われていましたが、2019年1月1日より同法が施行され、また関連する実施条例等も併せて発表施行されました。

個人所得税法及び個人所得税法実施条例の全文は、次の特設サイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810744/n3752930/index.html>

個人所得税法の主な改正

- ・居住者の判断が1年から183日に変更
- ・納税額計算において各種所得を合算する総合所得計算を一部導入
- ・所得税の適用税率区分が変更
- ・基礎控除額を3,500円から5,000円に変更
- ・控除項目の新設

概要

今回の改正に伴い、「専項附加控除」として次の6つの控除項目が新設されました。

1. 子女教育控除
2. 継続教育控除
3. 大病医療控除
4. 住宅ローン利息控除
5. 住宅家賃控除
6. 養老扶養控除

専項附加控除については次のサイトで詳細をご覧ください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n2340339/c3974962/content.html>

施行令、実施細則等が施行され、実務上の対応が急務となります。現地担当者と認識を共有の上、変更事項につきご確認ください。

2. 中国祝祭日に伴う注意喚起

本年度の旧正月（春節）は2019年2月5日です。中国の多くの企業は2月4日より約1週間の長期休暇に入りますので、取引の遅延等にご注意ください。なお、2月2日、3日は振替として営業日となっています（国务院通知より、企業によって異なる）ので、併せてご確認ください。

中国は旧暦で祝祭日が毎年変わりますのでご注意ください。

中国国务院・2019年の祝祭日

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/06/content_5346276.htm

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY東京監査法人

出口美紀 - 研究員

Email: miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂7-3-37 プラース・カナダ3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website : www.uhy-tokyo.or.jp